

**建設事業の評価について**  
**(意見具申)**

平成20年11月10日

大阪府建設事業評価委員会

## 1 はじめに

今回、今年度上期の審議結果を踏まえて、事前評価案件2件、再評価案件6件、再々評価案件18件の合計26件について、意見具申を行うものである。

なお、審議にあたっては、従来どおり、委員会審議を公開するとともに、府民意見や意見陳述の公募を行うなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

## 2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別表[P5]のとおりである。

## 3 審議結果

審議対象事業（別表[P6-7]）の審議結果は以下のとおりである。

### (1)事前評価対象事業（別紙参照[P8-9]）

府営住宅建替事業【吹田竹見台住宅】及び【枚方交北第2住宅】については、「事業実施は妥当」と判断する。

- ・これらの事業は、いずれも耐震性の低い中層耐火住宅について、現管理戸数を建替戸数として整備するものであり、大阪府営住宅ストック総合活用計画において事業優先順位が高いことを確認した。

### (2)再評価対象事業（別紙参照[P10-15]）

街路事業【十三高槻線（正雀工区）】については、「事業継続は妥当」と判断する。

- ・本路線は、大阪都心部と京都を結ぶ京阪軸の交通ネットワークの強化を担う基幹路線であり、そのうち、本事業は、摂津市と吹田市にまたがる区間約1.3kmについて道路整備を行うものである。
- ・本路線については、全体区間約18.7kmのうち約80%が供用済みであり、本事業区間の整備により、国道170号から大阪市内までの区間が供用され、主要地方道大阪高槻京都線の慢性的な渋滞を緩和するなど、事業効果の発現が見込まれることを確認した。なお、本事業区間のうち4車線の区間を暫定的に2車線の供用にし、交通量を抑制するなど、新たなボトルネックを発生させないための取組みについても確認した。

- ・本事業の事業費は、事業採択時（平成11年度）148億円であったが、平成17年度の事業認可の変更により、256億円と大幅に増加している。その要因について検証を行ったところ、主に以下の2点であることを確認した。
  - ・鉄道事業者との詳細協議により、安全対策に特段の配慮をした工事施工が必要となったことによるもの（増額分の約7割）。
  - ・近年の局地的な豪雨に対応するため、正雀川との交差点における河川切替工法を変更し、また、良好な歩行空間の確保のため、電線共同溝整備を追加するなど、社会情勢の変化に伴い計画変更を行ったことによるもの。
- ・なお、本道路整備と併せて、下水道など他のインフラ整備を同時に施工することにより、コスト縮減を図るものであることを確認した。

今回の事業費増加要因の大半は鉄道交差点に係るものである。事業採択以降、安全対策への特段の配慮が必要になったとは言え、事業費がこれだけ大幅に増加したことは、当初の見積りが甘かったとしか言いようがなく、鉄道との鋭角交差など現場特性を踏まえ、事業費の算定を適切に行うべきであった。また、本事業は、平成17年度に事業認可を変更し、事業費を大幅に増加していることから、認可変更時に再評価を行うべきであった。

建設事業全般について、事業費を算定する際には、現場特性を反映して精度の高い積算を行うべきであり、他事業者との協議など変動要因がある場合には、それを的確に把握・管理すべきである。また、当初の算定後、事業費が大幅に増加することが判明した場合は、速やかに本委員会へ報告し、必要に応じ再評価を行うことを徹底するよう強く求める。

**府営住宅建替事業【吹田藤白台住宅】及び【泉佐野佐野台住宅】、いきいき水路モデル事業【長瀬・玉串2期地区】、急傾斜地崩壊対策事業【島の谷上地区】、砂防事業【下止々呂美谷右支溪】については、「事業継続は妥当」と判断する。**

- ・これらの事業については、いずれも事業の妥当性が認められ、事業進捗上も特段の支障がないことを確認した。

### (3)再々評価対象事業（別紙参照[P16-19]）

下水道事業【寝屋川流域下水道事業（鴻池処理区）】ほか11処理区については、「事業継続は妥当」と判断する。

下水道事業については、12処理区（7流域）の全てが同種の事業であることから、下水処理の方式や事業規模等を考慮し、寝屋川流域下水道事業（鴻池処理区）を代表事例として重点的に審議を行った。

- ・下水道事業は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としており、寝屋川流域下水道事業は、昭和40年度に全国に先駆けて事業着手されたものである。
- ・本事業における下水道普及率、幹線整備率、処理場整備率は、再評価時（平成10年度）から大幅に進捗している。また、高度処理については、現在整備中の「なわて水みらいセンター」の供用（平成22年度予定）により、進捗が図られることを確認した。
- ・本事業は、全体事業費が再評価時に2,602億円であったが、今回3,720億円と大幅に増加している。その要因について検証を行ったところ、主に以下の2点であることを確認した。
  - ・前回の評価時点の全体事業費は、都市計画決定（変更）図書に記載の事業費や費用関数等を用いて概算で算出されていたが、今回、過去の実績をもとに全体事業費を精査したことによるもの。
  - ・社会経済情勢の変化や法令等の改正に伴い、地震対策や高度処理方式への移行に係る下水道施設の機能拡充などが求められたことによるもの。

今回全体事業費が大きく変更されたことについては、これまで一般的な費用関数等により概算で算出されていたことに問題があり、本来、事業計画等を踏まえ、実態に沿った精度の高い積算を行うべきであった。今後は、今回精査した事業費をもとに、12処理区毎に適切なコスト管理を行うとともに、事業費が大幅に増加する場合は、速やかに本委員会に報告し、必要に応じて再評価を行うことを徹底するよう強く求める。

なお、下水道事業は必要不可欠な都市基盤施設整備であるが、事業が膨大で多岐にわたるため、事業の全てを網羅的に審議し、その妥当性を判断することは困難と考えられる。そのため、今回の審議では、個別の事業をサンプル的に抽出し、その取組み内容や効果について、専門技術的な説明だけでなく、府民にも分かりやすい説明を求め、事業の妥当性の確認を行った。

街路事業【千里丘寝屋川線】、砂防事業【山辺川】、【清滝川】、【讃良川】、【谷田川】、【千塚川】については、「事業継続は妥当」と判断する。

- ・これらの事業については、再評価時と同様、いずれも事業の妥当性が認められ、事業進捗上も特段の支障がないことを確認した。

#### 4 その他

事前評価案件の府営住宅建替事業「堺宮山台4丁住宅」については、泉北ニュータウンにおける府営住宅の耐震対策や空家率改善対策を踏まえた管理戸数のあり方を含め、事業実施の妥当性について、引き続き審議を行っていくこととする。

#### 5 結び

今年度上期においては、過去10年間の本委員会における審議の蓄積をもとに、事務局で各評価対象事業の「論点チェックリスト」を作成し、これを参考に重点的に審議する案件の絞込みを行うなど、効率的・効果的な審議に努めたところである。下期においても、同様の取組みにより、引き続き効率的・効果的な審議に努めてまいりたい。

今回、再評価案件の「街路事業十三高槻線（正雀工区）」や、再々評価案件の「下水道事業」の審議において、事業費の大幅な変動と、それに伴う再評価の実施時期が論点となった。これらの審議を踏まえ、事業費の内訳や事業費変動要因などを記載するよう評価調書を改定すること、再評価のサイクル（5年、10年）以外でも、事業費や事業計画が大きく変更する場合に再評価を行うルールを明文化することについて、事務局から見直し方針が示された。建設事業評価の実効性を高めるためには、評価制度の見直しだけでなく、事業担当部局において、事業費の算定・管理や評価手続きを適切に実施することが重要であり、こうした取組みにより、建設事業の効率性及び実施過程の透明性の一層の向上を図られたい。

## 建設事業評価委員会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が10億円以上と見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上位計画等の位置付け</li> <li>・ 優先度</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策</li> <li>・ 代替案との比較検討 など</li> </ul>
再評価	府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業</li> <li>・ 事業採択後10年間（但し、標準工期が5年未満の事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業</li> <li>・ 事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の進捗状況</li> <li>・ 事業を巡る社会経済情勢の変化</li> <li>・ 事業効果の定量的分析（費用便益分析等）</li> <li>・ 事業効果の定性的分析</li> <li>・ 自然環境等への影響と対策 など</li> </ul>
(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業	
事後評価	府が実施した建設事業のうち完了後概ね5年程度経過した事業のうち代表的事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析など</li> </ul>

## 審議対象事業一覧表(26件)

## 【事前評価】(別紙参照[P8-9])

事業名	所在地	事業概要	事業費 (億円)	審議結果
府営住宅建替事業				
吹田竹見台住宅	吹田市	戸数 385戸	64.9	事業実施
枚方交北第2住宅	枚方市	戸数 320戸	54.6	事業実施

## 【再評価】(別紙参照[P10-15])

事業名	所在地	事業概要	採択 年度	進捗率 H20.3 用地・工事	事業費 (億円)	審議結果
いきいき水路モデル事業						
長瀬・玉串2期地区	東大阪市	水路改修 延長2.9km	H15	-・65%	8	事業継続
街路事業						
十三高橋(正雀II区)	摂津市 吹田市	延長1.3km	H11	68%・2%	256	事業継続
砂防事業						
下止々呂美谷右支浜	箕面市	砂防えん堤工 2基	H11	100%・57%	4.2	事業継続
急傾斜地崩壊対策事業						
島の谷上地区	河内長野市	法枠工 延長150m	H11	-・71%	1.7	事業継続
府営住宅建替事業						
吹田藤白台住宅	吹田市	戸数 527戸	H21 (予定)	-・0%	80.9	事業継続
泉佐野佐野台住宅	泉佐野市	戸数 957戸	H14	-・26%	136.1	事業継続

## 【再々評価】(別紙参照[P16-19])

事業名	所在地	事業概要	採択 年度	進捗率 H20.3 用地・工事	事業費 (億円)	審議結果
街路事業						
千里丘寝屋川線	寝屋川市	延長1.4km	H元	100%・90%	214	事業継続

事業名	所在地	事業概要	採択年度	進捗率 H20.3 用地・工事	事業費 (億円)	審議結果
砂防事業						
山辺川	能勢町	砂防えん堤工 1基	H6	100%・90%	26.4	事業継続
清滝川	四條畷市	溪流保全工 延長 1,000m	S57	100%・85%	12.6	事業継続
讃良川	四條畷市	溪流保全工 延長 1,024m	S63	80%・83%	9.6	事業継続
谷田川	大東市	溪流保全工 延長 560m	S57	74%・54%	17.3	事業継続
千塚川	八尾市	砂防えん堤工 1基	H6	100%・42%	4.5	事業継続
下水道事業						
		〔処理区域〕〔処理場〕 〔ポンプ場〕〔幹線管渠〕		〔下水道普及率〕〔幹線整備率〕 〔処理場整備率〕〔高度処理整備率〕		
猪名川流域下水道 (原田処理区)	豊中市他 4市町	5,470ha 1箇所 - 42km	S42	100%・100% 100%・47%	1,016	事業継続
安威川流域下水道 (中央処理区)	茨木市他 6市	8,294ha 1箇所 4箇所 54km	S42	98%・99% 76%・24%	2,534	事業継続
淀川右岸流域下水道 (高槻処理区)	高槻市他 3市町	5,017ha 1箇所 2箇所 37km	S45	97%・93% 89%・0%	1,864	事業継続
淀川左岸流域下水道 (渚処理区)	枚方市他 2市	5,882ha 1箇所 1箇所 22km	S46	89%・89% 67%・26%	1,159	事業継続
寝屋川流域下水道 (鴻池処理区)	大東市他 9市	6,731ha 2箇所 9箇所 93km	S40	95%・71% 100%・0%	3,720	事業継続
寝屋川流域下水道 (川俣処理区)	東大阪市 他6市	8,917ha 2箇所 9箇所 106km	S41	89%・76% 80%・0%	4,834	事業継続
大和川下流流域下水道 (今池処理区)	松原市他 8市	6,256ha 1箇所 - 51km	S45	85%・94% 67%・17%	2,217	事業継続
大和川下流流域下水道 (大井処理区)	藤井寺市他 9市町村	7,403ha 1箇所 2箇所 55km	S49	72%・92% 59%・59%	1,153	事業継続
大和川下流流域下水道 (狭山処理区)	大阪狭山市 他3市	5,256ha 1箇所 2箇所 27km	S48	80%・100% 67%・38%	906	事業継続
南大阪湾岸流域下水道 (北部処理区)	岸和田市他 7市町	12,625ha 1箇所 1箇所 56km	S48	83%・97% 64%・48%	1,422	事業継続
南大阪湾岸流域下水道 (中部処理区)	貝塚市他 6市町	6,743ha 1箇所 - 28km	S55	43%・100% 38%・38%	994	事業継続
南大阪湾岸流域下水道 (南部処理区)	泉南市他 4市町	4,284ha 1箇所 2箇所 24km	S62	48%・100% 37%・37%	631	事業継続

事業費は現時点での予定。

進捗率は「用地」は面積ベース、「工事」は事業費ベースによる（下水道事業を除く。）

下水道事業の進捗率は、「下水道普及率」は平成18年度末時点、その他は平成19年度末時点のもの。

審議対象事業の詳細については、府のホームページ(下記URL)を参照。

(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/hyoka/kensetsu-pro/index.html>)

### 主な審議内容(事前評価対象事業)

事業名(所在地)	(府営住宅建替) 吹田竹見台住宅(吹田市)
審議結果	事業実施
<p><b>(上位計画における位置付け・事業の必要性について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保のため行うものである。昭和41年度に建設された本住宅は、住棟の全てが耐震性の低いラーメン構造の住宅であることから、建替事業を実施する。これにより、屋内外のバリアフリー化や耐震性の向上、及びオープンスペースの確保など良好な住宅及び住環境を整備する。</li> <li>・大阪府営住宅ストック総合活用計画に建替対象として位置づけられている。</li> <li>・また、本住宅が位置する千里ニュータウンの再生にも寄与するよう努める。</li> </ul>	
<p><b>(府営住宅の建替えの基本方針について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック総合活用計画では、これまで蓄積してきたストック(約380団地、13万8千戸)を有効活用することを基本に、中層耐火住宅の建替対象として、老朽化が著しく居住水準の低い昭和20・30年代の住宅に加え、新たに昭和40年代の耐震性の低いラーメン構造の住宅を位置付けていることを確認した。</li> </ul>	
<p><b>(事業手法について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業手法については、民間事業者が、府営住宅の建替えと建替えにより生み出された用地の活用を一体的に行う民活手法(PFI)を予定していることを確認した。</li> <li>・事業提案の募集に際しては、建替え住宅の高さや緑化率、児童遊園の整備面積などに関して府が要求する性能の水準を示し、また、「千里ニュータウンの再生への貢献に向けた本事業での取り組み」を反映した応募条件を付していくことを確認した。</li> <li>・事業者の選定にあたっては、外部の委員会において、コスト面の定量的事項と、建替え住宅と活用用地での建物計画の近隣・景観への配慮など定性的事項を同等に重み付けて総合的な審査を行うことを確認した。</li> <li>・本事業は、建替計画区域を2期に分けて行い、建替戸数は現管理戸数385戸とすることを確認した。</li> </ul>	
<p><b>(千里ニュータウンの再生への貢献に向けた本事業での取り組みについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑地を可能な限り保全することを確認した。</li> <li>・吹田市が策定した「千里ニュータウンのまちづくり指針」に配慮することを確認した。</li> <li>・歩行者動線のネットワーク化を図りながら、バリアフリー化に努めることを確認した。</li> <li>・活用用地を適切に配置し、多様な住宅や地域の活性化につながる施設の導入を図ることを確認した。</li> </ul>	
<p><b>(土地利用について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑道を適切に配置し、歩行者動線のネットワーク化を図るとともに、敷地のバリアフリー化に努める。また、幹線道路に面して緩衝帯を確保するなど、より快適で良好な住環境の形成を図るものであることを確認した。</li> <li>・住棟の高さを抑えるなど戸建住宅地に配慮することを確認した。</li> <li>・府営住宅と用地活用を併せた土地利用計画の民間提案により、連続性のあるオープンスペースの確保など一体的なまちづくりが期待できる。活用用地における施設整備については地元市等との協議を踏まえたものとすることを確認した。</li> </ul>	
<p><b>(良好なコミュニティの形成等について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の交流の場となる集会所の早期の整備を図るとともに、公園を整備し、活用用地においては、地元市と調整しながら、地域の活性化につながる多様な住宅や施設の導入を図ることで、周辺地域を含めたコミュニティの活性化に寄与するものであることを確認した。</li> </ul>	
<p><b>(安全で安心して暮らせる住まいづくりについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の防止に配慮し、段差解消や手すりの設置など、住戸内だけでなく、団地内通路等屋外についてもバリアフリー化に努め、安全で安心して暮らせる生活の場を提供することを確認した。</li> <li>・住宅を建替え、耐震性の向上を図る。また、高度利用等による土地の有効活用を図るが、オープンスペースを適切に配置することなどにより、防災性の向上に寄与するとともに、府営住宅の居住者と活用用地の居住者等の相互のコミュニティ形成に努めることを確認した。</li> </ul>	
<p><b>(市町村・住民等との協議状況について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替えについて入居者へ説明や意向調査を行い、同意を取得中であることを確認した。</li> </ul>	

**主な審議内容(事前評価対象事業)**

事業名(所在地)	(府営住宅建替) 枚方交北第2住宅(枚方市)
審議結果	事業実施
<p><b>(上位計画における位置付け・事業の必要性について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保のため行うものである。昭和43,44,48,49年度に建設された本住宅は、耐震性の低いラーメン構造と壁式構造が混在する住宅であり、このうち耐震性の低いラーメン構造の住棟の建替事業を実施する。これにより、屋内外のバリアフリー化や耐震性の向上、及びオープンスペースの確保など良好な住宅及び住環境を整備する。</li> <li>・大阪府営住宅ストック総合活用計画に建替対象として位置づけられている。</li> </ul> <p><b>(府営住宅の建替えの基本方針について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック総合活用計画では、これまで蓄積してきたストック(約380団地、13万8千戸)を有効活用することを基本に、中層耐火住宅の建替対象として、老朽化が著しく居住水準の低い昭和20・30年代の住宅に加え、新たに昭和40年代の耐震性の低いラーメン構造の住宅を位置付けていることを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業手法について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業手法については、民間事業者が、府営住宅の建替えと建替えにより生み出された用地の活用を一体的に行う民活手法(PFI)を予定していることを確認した。</li> <li>・事業提案の募集に際しては、建替え住宅の高さや緑化率、児童遊園の整備面積などに関して府が要求する性能の水準を示した応募条件を付していくことを確認した。</li> <li>・事業者の選定にあたっては、外部の委員会において、コスト面の定量的事項と、建替え住宅と活用用地での建物計画の近隣・景観への配慮など定性的事項を同等に重み付けて総合的な審査を行うことを確認した。</li> <li>・本事業は、1期での建替えとし、建替戸数は建替対象区域の現管理戸数320戸とすることを確認した。</li> </ul> <p><b>(土地利用について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の緑地は、防犯に配慮しながらできるだけ保全し、団地南側に隣接する交北公園との緑地やオープンスペースの連続性に配慮し、歩行者動線のネットワーク化に努め、より快適で良好な住環境の形成を図るものであることを確認した。</li> <li>・府営住宅と用地活用を併せた土地利用計画の民間提案により、連続性のあるオープンスペースの確保など一体的なまちづくりが期待できる。活用用地における施設整備については地元市等との協議を踏まえたものとすることを確認した。</li> </ul> <p><b>(良好なコミュニティの形成等について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の交流の場となる公園を整備するとともに、活用用地においては、地元市と調整しながら、多様な住宅や地域の活性化につながる施設の導入を図ることで、周辺地域を含めたコミュニティの活性化に寄与するものであることを確認した。</li> </ul> <p><b>(安全で安心して暮らせる住まいづくりについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の防止に配慮し、段差解消や手すりの設置など、住戸内だけでなく、団地内通路等屋外についてもバリアフリー化に努め、安全で安心して暮らせる生活の場を提供することを確認した。</li> <li>・住宅を建替え、耐震性の向上を図る。また、高度利用等による土地の有効活用を図るが、オープンスペースを適切に配置することなどにより、防災性の向上に寄与するとともに、府営住宅の居住者と活用用地の居住者等の相互のコミュニティ形成に努めることを確認した。</li> </ul> <p><b>(市町村・住民等との協議状況について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枚方市とは、開発に係る事前の協議を進めている。</li> <li>・建替えについて入居者へ説明や意向調査を行っており、平成19年度末時点で、99.7%の入居者から建替えについて同意を得ていることを確認した。</li> </ul>	

**主な審議内容(再評価対象事業)**

<b>事業名(所在地)</b>	(いきいき水路モデル)長瀬・玉串2期地区(東大阪市)
<b>審議結果</b>	<b>事業継続</b>
<p><b>(事業の概要・目的)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長瀬川・玉串川は、約 300 年の歴史を持つ農業用水路であるが、近年における水路の老朽化と流域の都市化の進行に伴い水質の悪化や漏水、洪水時の溢水による被害が発生しているため、用排水の分離と出水時の貯留機能に留意した水路の改修を行い、溢水被害の防止を図ると共に、親水性の向上にも配慮した整備を実施することにより快適な水辺環境の創出を図るものである。</li> </ul> <p><b>(事業の進捗状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は平成 15 年度に事業着手し、平成 19 年度末の事業進捗率は、工事 65%となっており、事業区間 2.9kmのうち 1.9kmの整備が完了し、供用していることを確認した。</li> <li>全体事業費が計画時から約 2 億円の減額になっているが、これは入札差金等、徹底したコスト縮減によるものであり、これにより費用便益比も増加していることを確認した。</li> <li>計画時に想定していた年度事業費が確保できず、完了予定年度を平成 19 年度から平成 21 年度に延伸したことを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画時点と比較し、保全対象に変動はないことを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業効果について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を実施することにより、溢水被害の未然防止及び水質改善による水辺環境の向上が図れることを確認した。</li> </ul> <p><b>(自然環境等への影響と対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現況水路はコンクリート3面張であり、自然環境としては劣るため、植栽帯・水生植物帯の設置や、低水位時に魚類等の生息環境を保護する魚だまり、魚巣ブロックの設置等による自然環境の復元を図るものであることを確認した。</li> <li>用排水の完全分離により、地域環境の改善を図るものであることを確認した。</li> </ul> <p><b>(ソフト対策について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の実施に当たっては、地域連携を重視しており、地元自治会や近隣小学校、PTAなどで構成する「長瀬川下流域住民懇談会」において、事業計画段階、実施設計段階、工事施工段階などで協議を繰り返し、地域住民の意見を極力取り入れながら事業を実施していることを確認した。また、花壇作りや植栽の植樹など、一部の工種は地域住民の手づくりで行った。これらの取り組みの結果、清掃活動や植栽管理などの維持管理の一部について、地域住民の協力を得ることができるとなったことを確認した。</li> <li>長瀬川に隣接する道路は、通学路や地域住民の生活道路として利用されているが、狭隘であり、歩行者と車両が混在して危険な状況である。本事業で整備した管理用通路を一般開放することにより、歩車の分離が図られ、地域の安全性の向上にも貢献することを確認した。</li> </ul>	

### 主な審議内容(再評価対象事業)

事業名(所在地)	(街路)都市計画道路十三高槻線(正雀工区)(摂津市・吹田市)
審議結果	事業継続
<p><b>(事業の概要・目的)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路十三高槻線は、大阪都心部と京都を結ぶ京阪軸の将来交通ネットワークの強化を担う基幹道路であり、そのうち本事業は、摂津市と吹田市にまたがる区間約1.3kmについて新設道路整備を行うものであることを確認した。</li> <li>本事業の整備により主要地方道大阪高槻京都線の慢性的な渋滞を緩和し、北大阪地域の円滑な交通を確保するものであることを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業の進捗状況と今後の見通し)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の事業費は、事業採択時148億円から今回256億円と大幅に増加している。その要因としては主に以下の2点であることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>阪急京都線との横断部において事業着手後に行った鉄道事業者との詳細協議により、安全対策に特段の配慮をした工事施工が必要となったことによるもの(増額分の約7割を占める)</li> <li>近年の局地的な豪雨に対応するため正雀川との交差点における河川切替工法の変更や、良好な歩行空間の確保のため電線共同溝整備を追加するなど、社会情勢の変化により計画変更を行ったことによるもの。</li> </ul> </li> <li>鉄道事業者との事前協議において現場特性に配慮した調整を十分に行ったとは言えないことから、事業採択時に他事業者との事前協議をできる限り詳細に行うべきであったし、鉄道との鋭角交差など現場特性を反映した事業費の算定を適切に行うべきであった。また、平成17年度の事業認可の変更により事業費の大幅な増高が明らかになった時点で、速やかに再評価を行うべきであった。</li> <li>今後、事業採択時においては、現場特性を反映した事業費の算定に努めるとともに、他事業者との協議を必要とする事業については、可能な限り詳細な事前協議を行うことで、事業費算定の精度を上げるべきである。また、今後の事業費変動要因も把握し、管理していくべきである。事業採択後の詳細協議により事業費が大幅に増加することが判明した場合は、速やかに本委員会に報告し、必要に応じて再評価を行うべきである。</li> <li>本事業の事業期間は、計画策定時と比較して完成予定年度が、平成17年度から平成28年度に11年間延長されている。これは、事業内容の追加と用地買収が難航したことによるものであることを確認した。</li> <li>平成19年度末の事業進捗率は、用地約68%、工事2%となっていることを確認した。 残る用地買収を進めるとともに、用地買収が概ね完了している都市計画道路豊中岸部線以東(4車線)の区間から順次工事を進め、その後、時間を要する阪急京都線との立体交差を含む都市計画道路豊中岸部線以西(2車線)の工事を実施する予定であることを確認した。</li> <li>本事業の供用に伴い、大阪市内方向への交通量増加による現道部分の交通渋滞や新たなボトルネックを発生させないため、以下の取組みを行うことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路豊中岸部線が完成するまでは、同路線以東から大阪中央環状線までの間も暫定2車線とすること。</li> <li>平成23年度に完成予定である同路線(寿町工区)の整備を進め、大阪市内の庄内新庄線から国道423号へ接続する新たな交通ネットワーク形成を図ること。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(事業を巡る社会経済情勢の変化及び事業効果について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路十三高槻線は全体区間約18.7kmのうち約80%が供用済みであるが、周辺道路の混雑度は直近の交通量調査で、大阪高槻京都線が1.53、大阪高槻線が1.26であり、計画策定時から依然として高い状況にあることを確認した。本事業区間の完成により、国道170号から大阪市内までの区間が供用され、バイパス機能が発揮できることを確認した。</li> <li>費用便益比(B/C)は計画策手時、分析手法が確立されていないことから算出されていないが、今回、事業費の大幅な増加があるものの2.88となっており、本事業を実施することにより、周辺道路の渋滞緩和が図られることにより、走行時間短縮便益などの事業効果が見込まれることを確認した。</li> <li>電線共同溝とあわせた歩道整備により、歩道のバリアフリー化など、良好な歩行空間が確保されることや、本事業により下水道など他のインフラ整備に必要な空間が確保され、アンダーパス部での工事を同時に施工することにより、コスト削減を図るものであることを確認した。</li> </ul>	

### 主な審議内容（再評価対象事業）

事業名(所在地)	(砂防)下止々呂美谷右支溪（箕面市）
審議結果	事業継続
<p><b>（事業の概要・目的）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの事業は、土砂災害から、府民の生命・財産を守るため、自然的要件（地形、荒廃）、社会的要件（避難所・避難路、災害時要援護者施設、被害の影響が大きい地域）をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっており、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流について、砂防施設を整備し、土石流等の土砂災害に備える事業である。</li> </ul> <p><b>（事業の進捗状況と今後の見通し）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は年度毎の事業費の削減による完成年度の遅れにより、完成予定を平成 20 年度から平成 22 年度に変更した。</li> <li>事業費は、計画時点と変更はないことを確認した。</li> <li>平成 19 年度末の事業進捗率は、用地 100%、工事 57%となっており、工事完成予定年度に向けて特段の支障はないことを確認した。</li> </ul> <p><b>（事業を巡る社会経済情勢の変化及び事業効果について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画時点と比較し、保全対象に変動はなく、また、本事業を実施することにより、土石流災害を未然に防止し、人命、保全計画家屋等の安全性確保が見込まれることを確認した。</li> </ul> <p><b>（自然環境等への影響と対策について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>砂防えん堤により、溪床、溪岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できることを確認した。</li> </ul> <p><b>（ソフト対策について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業によるハード対策に加え、以下の住民への啓発活動等のソフト対策を充実していくことを確認した。</li> <li>土砂災害危険箇所を有する全 33 市町村に対し、ハザードマップの作成支援を実施。</li> <li>毎年、土砂災害防止月間の 6 月に砂防フェア（府民センターにおいて土砂災害をテーマに小・中学生から募集したポスター等の展示や砂防事業に関するパネル展示）の実施。</li> <li>平成 18 年 9 月から運用を開始した土砂災害警戒情報の発表や、おおさか防災ネット上に「土砂災害の防災情報」で平成 19 年 6 月から配信。</li> <li>毎年、府内各地で一斉に土砂災害に対する防災訓練の実施。</li> </ul>	

### 主な審議内容（再評価対象事業）

事業名(所在地)	(急傾斜)島の谷上地区急傾斜地崩壊対策事業（河内長野市）
審議結果	事業継続
<p><b>（事業の概要・目的）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、土砂災害から、府民の生命・財産を守るため、自然的要件（地形、荒廃）社会的要件（避難所・避難路、災害時要援護者施設、被害の影響が大きい地域）をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっており、平成 11 年には小規模な崩壊が発生し、がけ崩れの恐れのある急傾斜地において、優先的に急傾斜地崩壊対策施設を整備する事業である。</li> </ul> <p><b>（事業の進捗状況と今後の見通し）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、年度毎の事業費の削減により、完成予定を平成 20 年度から平成 24 年度に変更したことを確認した。</li> <li>・事業費は、計画時点と変更ないことを確認した。</li> <li>・平成 19 年度末の事業進捗率は、工事 71%となっており、工事完成予定年度へ向けて特段の支障はないことを確認した。</li> </ul> <p><b>（事業を巡る社会経済情勢の変化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画時点と比較し、保全対象に変動はないことを確認した。</li> </ul> <p><b>（事業効果について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施することにより、土石流災害を未然に防止し、人命、保全計画家屋等の安全性確保が見込まれることを確認した。</li> </ul> <p><b>（自然環境等への影響と対策について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法枠工において、樹木の伐採がともなうが、その範囲を最小限に止め、自然環境への影響を極力軽減することを確認した。</li> </ul> <p><b>（ソフト対策について）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業によるハード対策に加え、以下の住民への啓発活動等のソフト対策を充実していくことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害危険箇所を有する全 33 市町村に対し、ハザードマップの作成支援を実施。</li> <li>・毎年、土砂災害防止月間の 6 月に砂防フェア（府民センターにおいて土砂災害をテーマに小・中学生から募集したポスターなどの展示や砂防事業に関するパネル展示）の実施。</li> <li>・平成 18 年 9 月から運用を開始した土砂災害警戒情報の発表や、おおさか防災ネット上に「土砂災害の防災情報」で平成 19 年 6 月から配信。</li> <li>・毎年、府下一斉で土砂災害に対する防災訓練の実施。</li> </ul> </li> </ul>	

## 主な審議内容(再評価対象事業)

事業名(所在地)	(府営住宅建替) 吹田藤白台住宅(吹田市)
審議結果	事業継続
<p><b>(事業の概要・目的)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保のため行うものであり、昭和 38・39 年度に建設された吹田藤白台住宅は、設備等が老朽化し、エレベーターがないなどバリアフリー化ができていないことや、住棟の大半が耐震性が低いと判断されることから建替事業を実施する。これにより、屋内外のバリアフリー化やオープンスペースの確保など良好な住宅及び住環境を整備する。</li> <li>・本事業は、建替計画区域の内、第 1 期区域を対象としており、事業手法は、民間事業者により、府営住宅の建替えと建替えにより生み出された用地(活用用地)の活用を一体的に行う民活手法を予定していることを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業の進捗状況と今後の見通しについて)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、当該住宅全体の 4 区域に分けて建替を実施する計画の第 1 区域であり、本住宅全体の建替戸数は現管理戸数 1,120 戸を基本としている。</li> <li>・本事業については、事業実績等による設定条件の精査が進んだこと等により、事業エリアの拡大が可能であると判断されたため、当事業区域に引続き実施予定であった第 2 区域の一部を加え、建替区域を当初計画から 0.74ha 拡大すること、また、建替戸数を当初計画の 404 戸から 527 戸に増加することを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業効果について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替計画戸数が変更されたため、費用便益比については、建替えの前提となる条件をあわせて比較する必要があることから、計画時から 527 戸の建替えであったと想定し、B/C を算出したところ、計画時の 1.42 に対して、現時点でも 1.42 となっていることを確認した。</li> <li>・住戸内等の事故の防止に配慮し、段差解消や手すりの設置などの屋内外のバリアフリー化を徹底することを確認した。</li> <li>・建替えにより耐震・耐火性を確保するとともに、道路の整備による緊急用車両の通行の円滑化やオープンスペースの確保、防火水槽の整備などにより、地域全体の防災性の向上に寄与するものであることを確認した。</li> <li>・住民の交流の場となる集会所の早期の整備を図るとともに、公園を整備し、活用用地においては、地元市と調整しながら、多様な住宅や地域の活性化につながる施設の導入を図ることで、周辺地域を含めたコミュニティの活性化に寄与するものであることを確認した。</li> <li>・敷地内にある比較的大きな緑地については、防犯に配慮しながら景観上有効な樹木を残すなど、できるだけ保全するとともに、緑道を適切に配置し、歩行者動線のネットワーク化を図る。敷地の高低差についてバリアフリー化に努め、より快適で良好な住環境の形成を図る。また、東側に広がる戸建住宅地に配慮した計画とすることを確認した。</li> <li>・府営住宅と用地活用を併せた土地利用計画の民間提案により、連続性のあるオープンスペースの確保など一体的なまちづくりが期待できる。民活区域を幹線道路沿道に連続してとり、景観等にも配慮した一体的な整備を図ることを確認した。</li> </ul> <p><b>(市町村・住民等との協議状況について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹田市とは、開発に係る事前の協議を進めている。</li> <li>・建替えについて入居者へ説明や意向調査を行っており、平成 19 年度末時点で、99.6%の入居者から建替えについて同意を得ていることを確認した。</li> </ul>	

### 主な審議内容(再評価対象事業)

<b>事業名(所在地)</b>	<b>(府営住宅建替) 泉佐野佐野台住宅(泉佐野市)</b>			
<b>審議結果</b>	<b>事業継続</b>			
<b>(事業の概要・目的)</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、住宅に困窮する低所得者の居住の安定の確保のため行うものであり、昭和 40 - 42 年度に建設された本住宅は、老朽化が著しく居住水準が低いこと、住棟の耐震性が低いと判断されることから建替事業を実施する。これにより、屋内外のバリアフリー化や耐震性の向上、及びオープンスペースの確保など良好な住宅及び住環境を整備する。</li> <li>・大阪府営住宅ストック総合活用計画に建替対象として位置づけられている。</li> </ul>				
<b>(事業の進捗状況と今後の見通しについて)</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前評価時の建替計画では、居住水準の低い簡易耐火住宅を建替対象とし、簡易耐火地区(北)に集約し、簡易耐火地区(南)を活用用地として、公的住宅用地としての活用を予定していたが、今回以下のとおり変更を行うものであることを確認した(下表参照)。 北地区の建替事業を進める中で、近年の様々な家族構成やニーズに対応するため住戸タイプを変更したことにより、521 戸の建替計画では容積率制限を超過することから、建設戸数を 483 戸に変更した。 耐震性が低いラーメン構造である中層耐火地区も建替対象に含めた計画に変更した。 簡易耐火地区(北)と中層耐火地区の建替えの一部を簡易耐火地区(南)の一部も活用して行うこととした。</li> </ul>				
	建替前	事前評価時	変更内容	再評価時
簡易耐火地区(北)	365 戸	521 戸	483 戸 38 戸	483 戸 304 戸
中層耐火地区	436 戸	436 戸 (建替対象外)	132 戸 304 戸	
簡易耐火地区(南)	336 戸	活用用地		170 戸 活用用地
合 計	1,137 戸	957 戸 (建替 521 戸)		957 戸 (建替 957 戸)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全 9 期での計画としており、完成予定は平成 32 年度であることを確認した。</li> <li>・第 1 期、2 期区域において、従前簡易耐火住宅を撤去し、浴室、エレベーター等の設備を整え、バリアフリー化、耐震性の確保がなされた新しい住棟を建設されており、現在、第 3 期区域の建設中(平成 20 年度完成予定)であることを確認した。</li> <li>・本事業は、直接建設による建替事業であることを確認した。</li> </ul>				
<b>(事業効果について)</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回建替戸数が増えるため、費用便益比について、計画時から 957 戸の建替えであったと想定し、B/Cを算出したところ、計画時の 1.54 に対して、現時点では近隣の市場家賃が低下していることにより、1.45 となったことを確認した。</li> <li>・住戸内等の事故の防止に配慮し、段差解消や手すりの設置などの屋内外のバリアフリー化を徹底することを確認した。</li> <li>・建替えにより耐震・耐火性を確保するとともに、道路の整備による緊急用車両の通行の円滑化やオープンスペースの確保、防火水槽の整備などにより、地域全体の防災性の向上に寄与するものであることを確認した。</li> <li>・住民のコミュニティ形成のため、敷地中央に遊歩道を設け、その周囲に集会所及び広場等のコミュニティスペースを配置することにより、周辺住民を含めた交流を図る。また、周辺住民も利用できる児童遊園も整備することによりコミュニティの活性化に寄与するものであることを確認した。</li> <li>・当該敷地は風致地区となるため、適切に緑地帯を配置し、緩衝帯としての寄与及び、街並みの景観形成に寄与する。また、敷地西側は戸建住宅地のため、まちなみやプライバシーに配慮し妻面を戸建住宅側に向け東西軸の住棟配置とすることを確認した。</li> </ul>				
<b>(市町村・住民等との協議状況について)</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建替えのための住民同意を得、地元自治会の協力の下、事業を実施している。計画内容の変更について自治会に説明をしており、了解を得ていることを確認した。</li> </ul>				

**主な審議内容(再々評価対象事業)**

<b>事業名(所在地)</b>	<b>(街路)千里丘寝屋川線(寝屋川市)</b>
<b>審議結果</b>	<b>事業継続</b>
<p><b>(事業の概要・目的)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、一級河川淀川を渡河し大阪北部と東部を結ぶ主要幹線道路であり、大阪府道路整備長期計画において、渋滞が激しい大阪中央環状線と大阪外環状線を補完するための新環状ラインを形成する路線の一つと位置づけられている。</li> </ul> <p><b>(事業の進捗状況と今後の見通し)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の事業費は、再評価時点との変更はないことを確認した。</li> <li>・本事業の事業期間は、再評価時点と比較して、完成予定年度が、平成 19 年度から平成 21 年度に 2 年間延長されている。これは、府道京都守口線を越えるオーバーパス工事と洪水対策のため実施している地下調節池との工程調整によるものであることを確認した。</li> <li>・平成 19 年度末の事業進捗率は、用地 100%、工事 90%となっていることを確認した。現在、府道京都守口線を越える上部工を施工中であり、今年度南北側の橋梁工事も引き続き発注する予定で、事業区間の供用については平成 22 年の春となる見込みであることを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業を巡る社会経済情勢の変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通量については平成 11 年度調査と平成 17 年度調査との比較で、周辺道路が減少している中、当事業路線は増加していることを確認した。</li> </ul> <p><b>(事業効果について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平面道路として平成 14 年度に 4 車線供用開始されたが、交差する府道京都守口線との交差点部の右左折車による渋滞は続いており、供用後はこの解消が見込まれることを確認した。</li> </ul>	

### 主な審議内容（再々評価対象事業）

事業名(所在地)	(砂防)山辺川(能勢町)、清滝川(四條畷市)、讃良川(四條畷市)、谷田川(大東市)、千塚川(八尾市)																																	
審議結果	事業継続																																	
<b>(事業の概要・目的)</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの事業は、土砂災害から、府民の生命・財産を守るため、自然的要件（地形、荒廃）、社会的要件（避難所・避難路、災害時要援護者施設、被害の影響が大きい地域）をもとに重点化の評価を行った結果、優先的に整備すべき箇所となっており、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流について、砂防施設を整備し、土石流等の土砂災害に備える事業である。</li> </ul>																																		
<b>(事業の進捗状況と今後の見通し)</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業の完成予定年度が変更されているが、その理由を下表のとおり確認した。</li> <li>事業費については、変動のあった以下の2事業の状況を確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>山辺川は、付替道路における支障物件の移設費を追加したため20億円から26億円に増加。</li> <li>谷田川は、当初事業実施区間（期区間、L=245m）の上流において、平成16年に災害が発生したため、上流側を二期区間（L=315m）として追加整備するため、8億円から17億円に増加。</li> </ul> </li> <li>平成19年度末の事業進捗率は、以表のとおりであり、いずれの事業も工事完成予定年度へ向けて特段の支障がないことを確認した。</li> </ul>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>完成予定年度( )</th> <th>変更理由</th> <th>用地買収率</th> <th>工事進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山辺川</td> <td>H17 H21</td> <td>付替道路に係る町・NTTとの協議</td> <td>100%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>清滝川</td> <td>H19 H22</td> <td>用地買収の遅れ</td> <td>100%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>讃良川</td> <td>H23 H24</td> <td>用地買収の遅れ</td> <td>80%</td> <td>83%</td> </tr> <tr> <td>谷田川</td> <td>H18 H24</td> <td>事業施工区間の追加</td> <td>74%</td> <td>54%</td> </tr> <tr> <td>千塚川</td> <td>H22 H23</td> <td>工事進入路となる農道整備の遅れ</td> <td>100%</td> <td>42%</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	完成予定年度( )	変更理由	用地買収率	工事進捗率	山辺川	H17 H21	付替道路に係る町・NTTとの協議	100%	90%	清滝川	H19 H22	用地買収の遅れ	100%	85%	讃良川	H23 H24	用地買収の遅れ	80%	83%	谷田川	H18 H24	事業施工区間の追加	74%	54%	千塚川	H22 H23	工事進入路となる農道整備の遅れ	100%	42%
事業名	完成予定年度( )	変更理由	用地買収率	工事進捗率																														
山辺川	H17 H21	付替道路に係る町・NTTとの協議	100%	90%																														
清滝川	H19 H22	用地買収の遅れ	100%	85%																														
讃良川	H23 H24	用地買収の遅れ	80%	83%																														
谷田川	H18 H24	事業施工区間の追加	74%	54%																														
千塚川	H22 H23	工事進入路となる農道整備の遅れ	100%	42%																														
完成予定年度は、再評価時との比較。																																		
<b>(事業を巡る社会経済情勢の変化及び事業効果について)</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの事業を実施することにより、土石流災害を未然に防止し、人命、保全計画家屋等の安全性確保が見込まれることを確認した。</li> </ul>																																		
<b>(自然環境等への影響と対策について)</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防えん堤工を実施する事業については、渓床、渓岸の侵食が防止されるため、堆砂敷より上流の樹木を保全できることや、溪流保全工を実施する事業は、草木を保全できることを確認した。</li> </ul>																																		
<b>(ソフト対策について)</b>																																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業によるハード対策に加え、以下の住民への啓発活動等のソフト対策を充実していくことを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険箇所を有する全33市町村に対し、ハザードマップの作成支援を実施。</li> <li>毎年、土砂災害防止月間の6月に砂防フェア（府民センターにおいて土砂災害をテーマに小・中学生から募集したポスター等の展示や砂防事業に関するパネル展示）の実施。</li> <li>平成18年9月から運用を開始した土砂災害警戒情報の発表や、おおさか防災ネット上に「土砂災害の防災情報」で平成19年6月から配信。</li> <li>毎年、府内各地で一斉に土砂災害に対する防災訓練の実施。</li> </ul> </li> </ul>																																		

事業名(所在地)	(下水道)流域下水道事業[全12処理区]
審議結果	事業継続
<p>以下の記載内容は寝屋川流域下水道事業(鴻池処理区)を代表事例としている。その他の処理区については、共通事項を除き、別表に記載。</p> <p><b>(事業の概要・目的)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業は、昭和40年に全国に先駆けて寝屋川流域で事業着手し、現在7流域12処理区において実施中である。</li> <li>・流域下水道事業の整備を図ることにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としている。</li> </ul> <p><b>(事業の進捗状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の事業進捗率は、下水道普及率95%(平成18年度末)、幹線整備率71%(平成19年度末)、処理場整備率100%(平成19年度末)、高度処理整備率0%(平成19年度末)となっていることを確認した。(全処理区は別表-1参照)</li> <li>・下水道普及率、幹線整備率、処理場整備率については、事業進捗上の課題はなく、再評価時から着実に進捗している。高度処理整備率については、再評価時から進捗率の変化はないものの、現在建設中のなわて水みらいセンターが供用(平成22年度予定)すれば約23%進捗することを確認した。</li> <li>・本事業については、事業費が膨大で事業内容が多岐にわたることから、今回は合流改善対策事業を代表事例として検証し、その取組み内容や効果について、専門技術的な説明だけでなく、府民にも分かりやすい説明を求め、事業の妥当性の確認を行った。</li> </ul> <p><b>(事業を巡る社会情勢の変化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費は、再評価時点(H10)の2,602億円から3,720億円に増加している。これは従来、都市計画決定(変更)図書に記載の事業費や費用関数を用いて概算で算出してきたが、今回、過去の実績に基づく事業費の算定を行い精査したことにより、その差異が生じたことを確認した。</li> <li>・再評価時点からの変動要因は次のようなものがあることを確認した。(全処理区は別表-2参照) <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年に下水道法施行令が改正され、平成16年度から原則10年間で合流式下水道の改善を完了することが義務付けされた(約291億円増)</li> <li>兵庫県南部地震を契機として耐震設計指針が見直された(約223億円増)</li> <li>浸水対策として雨水貯留施設を計上した(約52億円増)</li> <li>流域別下水道整備総合計画に定められている水質を満足するため、従来の処理方式から高度処理方式へ変更した(約47億円増)</li> <li>流域別下水道総合計画の見直しに伴い、施設計画の見直しを行った(鴻池処理区は増減なし)</li> </ul> </li> <li>・再評価時と比較して、全体事業費が大きく変更されたことについては、これまで一般的な費用関数等により概算で算出されていたことに問題があり、本来、事業計画等を踏まえ、精度の高い積算を行うべきであった。今後は、今回精査した事業費をもとに、適切なコスト管理を行うとともに、全体事業費が大幅に増加する場合は、速やかに本委員会に報告し、必要に応じて再評価を行うべきである。(今後の事業費は別表-3参照)</li> </ul> <p><b>(事業効果について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用効果分析(B/C)は、再評価時点(H10)では算出されなかったが、今回7.2となっている。当該処理区においては、大半が合流式であることから、汚水事業に加え雨水事業の便益も加算され、分流式で汚水・雨水事業を個別に実施するより建設コストを縮減できるため、他の処理区に比べB/Cが高くなる傾向にあることを確認した。(全処理区は別表-1参照)</li> <li>・下水道事業を実施することにより、汚水の排除や便所の水洗化など生活環境を改善し、公共用水域の水質を保全するとともに、浸水を防除することを確認した。</li> <li>・合流式下水道を改善することにより、雨天時に排出される汚濁負荷量の削減、公衆衛生上の安全確保、きょう雑物の流出防止などの効果が得られる。また、地震対策を施すことにより、下水道施設が被災した場合でも、揚排水・沈殿・消毒機能を確保し、汚水による環境汚染を防止し、雨水による浸水被害を軽減することを確認した。</li> <li>・その他、下水道で発生する処理水や汚泥を再利用し、資源を有効活用することにより、循環型社会の形成に寄与する。さらに、処理施設の屋上や場内の一部を緑化することにより、都市における貴重なオープンスペースとして府民の憩いと安らぎの場として提供していることを確認した。</li> </ul>	

別表 - 1 流域下水道の整備状況と流域別下水道普及状況 【単位(B/Cを除く)：％】

処理区名	下水道普及率 [H18末] <sup>1</sup>	幹線整備率 [H19末] <sup>2</sup>	処理場整備率 <sup>3</sup>		費用効果分析 <sup>5</sup> (B/C)
			[H19末]	内高度処理整備率 <sup>4</sup>	
原田処理区	100	100	100	47	7.8
中央処理区	98	99	76	24	8.3
高槻処理区	97	93	89	0	4.8
渚処理区	89	89	67	26	4.3
鴻池処理区	95	71	100	0	7.2
川俣処理区	89	76	80	0	8.5
今池処理区	85	94	67	17	3.9
大井処理区	72	92	59	59	3.6
狭山処理区	80	100	67	38	3.7
北部処理区	83	97	64	48	4.7
中部処理区	43	100	38	38	5.8
南部処理区	48	100	37	37	3.4
処理区全体	87	88	76	26	

- 1)流域下水道計画区域の現住人口に対する下水道整備済区域の人口の割合を表す
- 2)計画延長に対する整備済み延長の割合を表す
- 3)計画処理能力に対する、現有施設能力の割合を表す
- 4)計画処理能力に対する、窒素・リンの同時除去に対応する施設能力の割合を表す
- 5)汚水事業（一部、合流雨水を含む）の費用効果分析結果を記載した

別表 - 2 事業費の変動内容（平成20年度と平成10年度の差） 【単位：億円】

処理区名	合流改善 対策	地震対策	浸水対策	高度処理 化	流総計画 の見直し
原田処理区	17	32	58	86	
中央処理区	98	34		145	-249
高槻処理区	7	26		69	-269
渚処理区		12		122	-326
鴻池処理区	291	223	52	47	
川俣処理区	252	296	357	124	
今池処理区		48		104	-341
大井処理区		15		88	-210
狭山処理区		32		66	-92
北部処理区		11		179	-361
中部処理区		12		79	-245
南部処理区		2		46	-75
処理区合計	665	743	467	1157	-2,169

別表 - 3 今後の事業費（内訳） 【単位：億円】

処理区名	管渠	ポンプ場	処理場	合計
原田処理区	2		229	231
中央処理区	2	26	262	290
高槻処理区	14	38	209	262
渚処理区	3	1	225	230
鴻池処理区	700	18	498	1,217
川俣処理区	483	49	644	1,175
今池処理区	62		363	425
大井処理区	2	0	98	100
狭山処理区	1	28	66	94
北部処理区	0	0	270	270
中部処理区	0		213	213
南部処理区	0	0	51	51
処理区合計	1,269	160	3,128	4,558

## 平成 2 0 年度上期 審議日程

年 月 日	審 議 経 過
平成 20 年 7 月 29 日	第 1 回委員会 委員長選出 事業概要説明（事前評価・再評価・再々評価）
平成 20 年 8 月 13 日 8 月 19 日	現地視察 街路事業 十三高槻線（正雀工区） 寝屋川流域下水道事業（鴻池処理区）
平成 20 年 9 月 5 日	第 2 回委員会 個別事業審議
平成 20 年 9 月 9 日	第 3 回委員会 個別事業審議
平成 20 年 10 月 24 日	作業部会 個別事業論点整理
平成 20 年 11 月 10 日	第 4 回委員会 意見具申とりまとめ

## 大阪府建設事業評価委員会 委員名簿

いわ 岩	い 井	たま 珠	え 恵	(株)クリエイティブ・フォーラム 取締役会長
おか 岡	だ 田	のり 憲	お 夫	京都大学防災研究所教授
かし 柏	はら 原	し 士	ろう 郎	武庫川女子大学生生活環境学部教授
か 加	も 茂	みどり		大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所主任研究員
しも 下	むら 村	まさ 眞	み 美	大阪大学大学院高等司法研究科教授
にい 新	かわ 川	たつ 達	ろう 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
ほし 星	の 野	さとし 敏		京都大学大学院農学研究科教授
まつ 松	さわ 澤	とし 俊	あ 雄	大阪市立大学大学院経済学研究科教授

(五十音順・敬称略)      委員長      委員長代理(部会長)      部会委員)

委員会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。  
( <http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/hyoka/kensetsu-pro/index.html> )  
また、府政情報センター、事務局（行政改革課）に備え付けています。